



令和7年4月1日採用 日光市職員募集

くわしくは 人事課 人事研修係 ☎0288-25-7008

令和7年4月1日付け採用試験は、前期試験と後期試験の年2回実施する予定です(後期試験は7月上旬に募集開始予定)。また、今試験から経験者対象試験を新設しました。

受験資格などについての詳細は、各試験の募集要項を確認してください。

申込期間

3月25日(月)午前0時
～4月29日(月・祝)午後11時59分

申し込み方法…募集要項を確認し、市ホームページから申し込む



市ホームページ

試験詳細

第一次試験…

5月18日(土)または19日(日)

第二次試験…

6月16日(日)および
22日(土)または23日(日)

会場…市役所本庁舎

採用試験が受験しやすくなりました！



- ① 「第3次試験まで」を「第2次試験まで」に短縮
- ② 前期試験の日程を約1カ月間、前倒し(早期)で実施
- ③ 経験者対象試験は、学力試験(SPI、専門試験)を免除
- ④ 希望者(前期試験合格者)の令和6年10月採用

試験区分	第一次試験	第二次試験
一般事務、学芸員	SPI(能力試験)、 適性検査	適性検査、集団討論、 個人面接
土木、建築、保健師、 保育士、社会福祉士、 管理栄養士	専門試験、適性検査	適性検査、集団討論、 個人面接

試験区分	募集人数
一般事務	7名程度
学芸員	1名程度
土木	1名程度
建築	1名程度
保健師	1名程度
保育士	2名程度
社会福祉士	1名程度
管理栄養士	1名程度

▶経験者対象

試験区分	第一次試験	第二次試験
デジタル、学芸員、 土木、建築、社会 福祉士	プレゼンテーション面接	適性検査、集団討論、 個人面接

試験区分	募集人数
デジタル(経験者対象)	1名程度
学芸員(経験者対象)	1名程度
土木(経験者対象)	1名程度
建築(経験者対象)	1名程度
社会福祉士(経験者対象)	1名程度

「環境にっこう」のページでは、市の環境に関する情報を発信しています。
 くわしくは **脱炭素社会について…環境森林課 気候変動対策係** ☎
 0288-21-5152 / **プラスチックごみの削減について…資源循環推
 進課 資源循環推進係** ☎0288-21-5138 / **盛土などの規制につい
 て…生活安全課 生活環境係** ☎0288-21-5112

2050年までに、温室効果ガスの実質排出量「ゼロ」を目指します



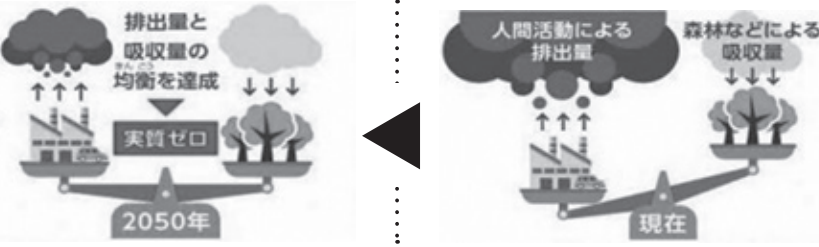
地球規模で気温が上昇するなど気候変動が進んでおり、台風の大規模化やゲリラ豪雨、猛暑による熱中症が増加するなど、私たちの暮らしや自然にも深刻な影響をもたらしています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会を作るため、この排出を減らし、気温の上昇を抑えようとする世界共通の動きが「脱炭素社会(カーボンニュートラル)」の実現です。

市は、令和3年12月に「2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す」ことを表明しました。

再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素の吸収源となる森林を有効に活用することで、経済の活性化や魅力ある地域づくりを進めながら、脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

その実現に向けて、市民や事業者をはじめ、さまざまな主体



と連携・協働のうえ、温室効果ガスの削減・吸収の両面から取り組むことが必要となります。

皆さんの協力をよろしくお願ひします。

脱炭素社会を目指すためにできること

エネルギーの消費を抑える

・無理のない室温管理をする(推奨する室温設定温度：夏季28度・冬季20度)

・3R(リデュース・リユース・リサイクル)+2R(リフューズ・リペア)を進め、ごみを減らす

温室効果ガスの排出が少ないモノを選択する

・省エネ性能の高い家電に買い替える

・再エネ比率の高い電力に切り替える

ライフスタイルや価値観を転換する

・太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入する

・ゼロ・エネルギー住宅や次世代自動車(ハイブリッド車や電気自動車)を導入する



サーマルリサイクル(廃プラで発電)

「選んで、減らして、リサイクル」を目指したプラスチック資源循環法が施行されてから、2年が経過しました。

市は、火力の高いプラスチックごみ(廃プラ)を「燃えるごみ」として回収し、サーマルリサイクル(熱エネルギー回収による発電)をしています。

いろいろなりサイクルがあるので、一人ひとりが、プラスチックごみの排出を減らす生活を心掛け、資源循環型社会を目指しましょう!

また、マイバッグを使用することで、環境にやさしい買い物を実践しましょう!

土砂条例を改正します

近年、土地所有者に無断で、粗悪な残土を盛土して放置したり、産業廃棄物を埋めたりする事案が発生しています。

このような不正な盛土などを未然に防ぐために、市は土砂条例を改正し、令和6年4月1日から土砂で盛土や埋め戻しをする場合は、公共事業や居住に供する建築および農地改良を目的とした500平方メートル未満で行う事業などの例外を除いて、市の許可が必要になります。

詳しくは市ホームページを確認してください。

